

公益社団法人広島県薬剤師会薬事衛生指導員制度運営要綱

公益社団法人広島県薬剤師会薬事衛生指導員設置要綱に基づき、薬事衛生指導員制度の運営は、この要綱によるものとする。

1. 派遣手続き

薬事衛生指導員（以下「指導員」という。）の講習会等への派遣手続きは、次のとおりとする。

- (1) 指導員及び公益社団法人広島県薬剤師会会員は、一般消費者又は団体から講習会等への講師派遣依頼があった時は、地域薬剤師会会長にその旨連絡するものとする。
- (2) 地域薬剤師会会長は、上記(1)の連絡を受けた時は、公益社団法人広島県薬剤師会会長（以下「会長」という。）へ報告し、その承諾を受けた時、派遣指導員へ連絡するものとする。
- (3) 派遣する指導員の選任は、その都度、地域薬剤師会会長が当該地域薬剤師会の指導員のなかから行うものとする。ただし、地域薬剤師会会長は、必要に応じ、会長の承諾を受け、他地域薬剤師会の指導員に講師派遣を依頼することができる。

2. 委 嘱

- (1) 公益社団法人広島県薬剤師会に、薬事衛生指導員名簿を備え、委嘱した指導員の住所、氏名及び委嘱年月日を登録するものとする。
- (2) 委嘱は、別紙様式1（委嘱状）により行うものとする。
- (3) 会長は、次の各号の一に該当する指導員を解嘱することができる。
 - ① 指導員としての活動が不十分と認められる者
 - ② 指導員としての研修が不十分と認められる者
 - ③ 異動等の理由により、県内を離れるに至った者
 - ④ その他会長が解嘱を必要と認めた者

3. 報 告

指導員は、活動の都度、その状況を別紙様式2により地域薬剤師会会長を経て会長へ報告するものとする。

薬事衛生指導員活動報告書

公益社団法人広島県薬剤師会会長 殿

薬事衛生指導員住所

〃 氏名

次のとおり報告します。

薬 剤 師 会 名	
活 動 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
活 動 場 所	
主 催 者	
活 動 状 況 (講 習 題 名 等)	
参 加 者 数	
備 考	